

# 火災ゼロを目指し

昨年の長門地区管内における火災件数は二十五件で、このうち、三隅町では三件（建物火災二件と林野火災一件で損害額二百八十万円）で長門地区管内では最も少ない火災件数でした。しかし長門地区管内では建物火災が二十件も発



生しそのほとんどが一般住宅からの出火で、その原因も、ちょっとした不注意や油断から発生しております。このため、次の事に留意して、三隅町火災ゼロを目指してお互いに気をつけましょう。  
一、各家庭での防火診断と防火の話し合い。  
各家庭の台所、風呂の煙突、

たき口、暖房器具や、灯油等の油類の使用法や保管状況をチェックし、家族全員で防火について話し合いをする。  
二、幼児や老人等の災害弱者は、いざという時避難の容易な一階に就寝させる。  
三、近所同志で声をかけ合っ

て防火の輪を広げていく。  
核家族化により、三隅町では、六十五歳以上の一人暮らしの老人の方が六十五名おられます。こうした人たちに對し常日頃から防火の呼びかけをしていき、いざ災害という時は、隣保協力体制のもとに活動できるようにしておきましょう。

四、いざという時の心構えと備えを。

火災になって、通報をあわてたため、一一九番と一一〇番を間違えたために、消防車の出動が遅れ、建物が全焼した例がありました。

三隅町では四人に一人は、消防団や消防クラブに属しておられます。これらの人達と住民の皆様が防火のスクラムをがっちり組んで、長門地区管内の防火モデル地区として、災害のない明るい町づくりに努力しましょう。

だきますが、生産流通の各段階で、二重三重に税が課せられることのないよう仕組みがとられています。また納税事務負担が軽くなるよう、いくつかの工夫がなされています。

## ■こんな工夫がされています。

前々年（個人事業所）又は前々事業年度（法人）の課税売上げが3,000万円以下の事業所は、消費税を納める必要はありません。また、5億円以下の事業所は、課税売上のみから納付税額を計算できる仕組み（簡易課税制度）が選択できます。6,000万円未満の事業所は、免税事業者とのバランスを考慮し、納付税額の一部が免除される限界控除制度の適用があります。

## 消費税コーナーのご利用を

税務署では、「消費税相談コーナー」を設けて、消費税に関する質問、相談等に応じています。お気軽にお尋ねください。また、三月下旬から各地で消費税に関する説明会を開催します。  
☎ 08372②2441

# 消費税ってなあに

■平成元年4月1日以降、原則としてすべての取引を課税対象とされます。

消費税は、商品の販売やサービスの売上げにかかり、税金分を価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担する税です。

■税率は一律3%

消費者は小売値に1.03を乗じた価格で購入することになります。（ただし、普通乗用車等については6%）

■納税は各事業者の方から

税務署への納税は、製造、卸、小売、サービス等の各事業者の方に行っていた

## 仕組み（税率3%）

